

令和5年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 日本原子力研究開発機構における令和 4 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 4,124 件、契約金額は 2,064 億円である。このうち、競争性のある契約は 3,618 件(87.7%)、1,190 億円(57.6%)、競争性のない随意契約は 506 件(12.3%)、875 億円(42.4%)となっている。

令和 3 年度と比較して、契約件数が減少(令和 3 年度 4,621 件⇒令和 4 年度 4,124 件)している。主な減少要因は、電気料金の値上げに伴う予算逼迫により、優先度の高い契約に限定したためである。

一方で、競争性のない随意契約の件数割合(令和 3 年度 10.7%⇒令和 4 年度 12.3%)、金額割合(令和 3 年度 17.7%⇒令和 4 年度 42.4%)ともに増加している。主な増加要因は、研究開発成果の最大化を重視する観点から、研究開発に係る設備機器の特殊性や互換性の確保、著作権を有する各種プログラムの保守・改良等の研究開発の特殊性を理由とした特命クライテリアを適用する新規の大型契約案件が集中したためである。

表 1 令和4年度の日本原子力研究開発機構の調達全体像(単位:件、億円)

	令和3年度		令和4年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(80.7%) 3,729	(65.9%) 656	(76.9%) 3,173	(36.6%) 756	(△14.9%) △556	(15.2%) 100
企画競争・ 公募	(8.6%) 397	(16.4%) 163	(10.8%) 445	(21.0%) 434	(12.1%) 48	(166.3%) 271
競争性のある 契約(小計)	(89.3%) 4,126	(82.3%) 819	(87.7%) 3,618	(57.6%) 1,190	(△12.3%) △508	(△45.3%) 371
競争性のない 随意契約	(10.7%) 495	(17.7%) 176	(12.3%) 506	(42.4%) 875	(2.2%) 11	(397.2%) 699
合計	(100%) 4,621	(100%) 995	(100%) 4,124	(100%) 2,064	(△10.8%) △497	(107.4%) 1,069

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

(注 3) 競争入札等には、競争入札を実施したが落札に至らず、随意契約に切り替えたものを含む。

(2) 日本原子力研究開発機構における令和4年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、一者以下の契約件数は2,212件(75.1%)、契約金額830億円(84.1%)である。

令和4年度においても、一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保を図るため、公告期間の十分な確保、分かりやすい仕様書の作成、仕様書等の点検、電子入札の活用、入札手順を解説した「入札参入ガイド」及び年間発注計画の機構ホームページへの掲載等の取組を着実かつ継続的に実施した。

一者応札・応募の競争契約総数に対する件数割合は前年度とほぼ同率(令和3年度73.3%⇒令和4年度75.1%)に留まっており減少傾向とはなっていない。応札しなかった企業へのアンケート調査(192件の意見)において、製品の開発要素が多く確実な履行へのリスクがあることなどの原子力施設の特殊性を理由とした回答の割合は前年度に比べ減少傾向にあるものの、一方で必要な人員体制、機材及び資材の確保が困難であることを理由とした回答が全体の35%を占めており、ウクライナ情勢を受けての物価高騰等が少なからず影響していると思われる。

表2 令和4年度の日本原子力研究開発機構の一者応札・応募状況(単位:件、億円)

		令和3年度	令和4年度	比較増△減
2者以上	件数	(26.7%) 925	(24.9%) 734	(△20.6%) △191
	金額	(37.6%) 261	(15.9%) 157	(△39.8%) △104
1者以下	件数	(73.3%) 2,538	(75.1%) 2,212	(△12.8%) △326
	金額	(62.4%) 434	(84.1%) 830	(91.2%) 396
合計	件数	(100%) 3,463	(100%) 2,946	(△14.9%) △517
	金額	(100%) 696	(100%) 987	(△41.8%) 291

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争又は公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1.の分析及び機構における研究開発業務の特殊性を踏まえ、法人の使命である「研究開発成果の最大化」を推進するために、重点的に取り組む分野及び取組内容は、以下のとおりとする。

(1) 適正な調達手段の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)に基づき、一般競争入札等の契約を原則としつつも、研究開発成果の最大化を重視するため、研究開発業務の特殊性を考慮し、随意契約基準要件(特命クライテリア)に基づき、適切に判断の上、公平性・透明性を確保しつつ随意契約を含めた合理的な方式による契約手続を推進するとともに、経済性の観点からもコスト削減に努め、良質かつ適正な価格での契約に資する。また、専門性や特殊性により2か年度以上連続して一者応札が継続し、競争環境が整う見込みがない契約案件については、装置及びデータ等の互換性や特殊技術等が必要など一定の条件を付した上で、契約審査委員会での厳正な審査を受け、競争性のある契約

(確認公募)に移行することにより、競争性及び透明性を確保しつつ、合理的な契約手続を推進する。

一者応札・応募については、以下の新規参入を増やすための各種取組を引き続き工夫して実施するとともに、更なる競争性の拡大を目指し、専門性を有しない一般的な業務と専門性や特殊性のある業務の切り分けに係る検証を実施する。また、複数者が応札している契約案件のうち、落札率が 100 パーセント等、高落札率となっている案件については、実質的な競争性が確保されているのかを確認するために契約監視委員会において事後点検を行い、更なる契約の適正化を図る。

(主な取組事例)

- ・年間発注計画の作成及びホームページ掲載
- ・応札しなかった企業へのアンケートの実施
- ・一者連続受注案件に対する、コスト分析等に資する履行実績調査の実施
- ・応札者に分かりやすい仕様書の作成、仕様書及び発注単位の点検
- ・更なる電子入札の活用促進(業者事情により実施できない場合は除く。)
- ・入札手順を解説した「入札参入ガイド」の効果的な周知 等

【評価指標:研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続の現況、応札者拡大のための各種取組の着実な実施】

(2) 合理的調達に関する取組

環境負荷の少ない物品等の調達を継続実施するとともに更なる契約事務の効率化及び経費節減を図るため、以下の取組を実施する。

①環境負荷の少ない物品等の調達

環境物品等の調達の推進を図るため、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを発注仕様書に明記するなど、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。

②適切な発注単位の調達

一括調達等によるスケールメリットと分割調達による競争性の向上の両方の観点から、一括調達の適否を慎重に検討し、常に最適な発注単位での調達を目指す。

【評価指標:一括調達及び最適な発注単位での調達を実施】

③IT化推進

契約業務の効率化及びコスト削減に資するものとして、契約手続に係る電子決裁や電子情報による文書保存等も含めシステム全般のIT化推進の検討を進める。

【評価指標:IT化推進の検討結果】

(3) 機構契約の調達機能向上

①プロジェクト参画型調達

機構における各プロジェクトの契約に関し、契約部門として請求部門等と一体となった対応を図り、より一層実効的かつ機動的に業務を進め、仕様等検討の初期段階から技術的議論・検討に参画し、必要な

契約的観点をプロジェクトに反映するとともに、エンジニアリング的な観点も踏まえた契約を進める。

【評価指標:役割を最大限発揮する体制への見直し】

②契約に係る知識啓発活動

「契約手続は請求部門が参考見積書を徴取するところから始まっている」という観点の下、請求部門においても契約に係る知識、禁止された行為、振る舞い、必要な情報を認識する必要がある。これらを「ラージ契約部」と称して請求部門と契約部門が一体となって契約を進めることとし、機構契約の調達機能向上に資するための必要な事項として、「契約手続に係るガイドライン」、「参考見積徴取に係るガイドライン」、「契約実績データベースの充実化及び利便性の向上に係る取組」及び「契約条項ガイドブック」を請求部門へ展開し、機構全体への知識の浸透を図る。

【評価指標:契約に係る知識の浸透】

(4)職員等のスキルアップ

①契約部門職員の研修

契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性を向上させることを目的に、契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を実施するとともに、外部講習会等を積極的に活用し、契約における注意点や重要視すべき内容、取引先との的確な交渉、契約に係るリスク管理等に関する知識の習得等を目指す。

【評価指標:契約初任者研修・契約実務者研修の実施回数及び外部講習への参加1回以上/年】

②eラーニングを用いた教育

全職員を対象とした契約業務の現状と課題に関する基礎的内容のeラーニングを実施するとともに、契約業務に対する認知度を測るためのアンケート等を実施する。

(5)契約手続の適正性・コスト削減のための機能強化

予算部門、研究開発部門、契約部門が一体となり、予算編成との整合性確認、契約ヒアリングによる契約手続の適正性・発注の妥当性・コストの最適化の確認を実施する仕組みの下、個々の契約案件についてヒアリングを実施し問題意識の共有を図るとともに、契約部門と研究開発部門の幹部による契約業務に関する課題等について意見交換を実施し連携を深める。

【評価指標:契約ヒアリングの実施によるコスト削減効果、研究開発部門との意見交換の実施12回以上/年】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1)契約審査に関する内部統制の徹底

随意契約を締結することとなる案件について、機構内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」(会計規程)との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、少額随意契約基準額を超える全ての随意契約案件について事前点検を実施する。また、現行審査の実施と並行して、一般競争契約について、「契約審査役」による仕様書及び入札条件等の事前点

検を実施する。

【評価指標：契約審査委員会による少額随意契約基準額超の随意契約全件の点検、契約審査役による一般競争契約の点検】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に係る不祥事の発生の未然防止・再発防止のため、以下の取組を実施する。

- ・契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。
- ・懸案事項の発生、規程等の改正の際は、綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施することにより、契約業務に係る情報の共有化を徹底する。
- ・契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施する。
- ・請求部門に対し、参考見積徴取時の禁止行為、役務契約等における新たな検収ルール等について説明を行い、不正防止に係る意識の強化を図る。
- ・全職員に対して研究不正防止及び官製談合の未然防止並びに検収不正防止の観点から e ラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。

(3) 利害関係者等との接触に関する取組

利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページで公表する。

非公開の業務情報の漏洩や外部からの疑義等のリスクを回避するため、部外者の執務エリアへの立入禁止の徹底や部外者との面談挨拶等は執務エリア以外で行うなど入室管理の徹底を図る。

また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を継続する。

「利益相反マネジメント規程」に基づき、機構役職員の利益相反による弊害を未然に防止するなど、利益相反マネジメントを適切に行う。

これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているかなどについて、引き続き監視・検討していく。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組む。

総括責任者 契約担当理事
副総括責任者 契約部長

検討会メンバー 財務部長、福島研究開発拠点福島事業管理部長、大洗研究所管理部長、人形峠環境技術センター所長、東濃地科学センター所長、幌延深地層研究センター所長、青森研究開発センター所長及び敦賀廃止措置実証本部事業管理部長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、複数応札における高落札率案件、2 か年度連続の一者応札・応募案件、競争性のない随意契約及び低入札価格調査を行った契約の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、日本原子力研究開発機構のホームページにて公表する。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を経て、調達等合理化計画の改定を行う。